

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンター事業（通称：ファミサポ）は、子育ての援助を希望する人（お願い会員）と支援したい地域の人（任せて会員）を結び、地域で子育てを支える制度です。

◇利用料

利用する曜日・時間帯	利用料
平日（月～金） 6時～22時	300円 （30分あたり）
土・日・祝日／年末年始（12/29～1/3）／平日22時～翌朝6時	350円 （30分あたり）

◇こんな時に利用できます

- ・保育園施設などへの送迎やその前後の子どもの預かり
- ・学校の放課後の子どもの預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事の際の子どもの預かり
- ・買い物など外出の際の子どもの預かり



◇「任せて」会員募集中

お願い会員に比べて任せて会員が少なく、特に子育ての援助に協力できる任せて会員を募集しています。任せて会員には、センターが主催する講習会を必ず受講していただきます。

◇問い合わせ

伊達市ファミリーサポートセンター
保原町字東野崎 106-1
シャイン KANNO201 号
☎ 573-5446
（平日9時～17時30分、土日祝・年末年始除く）

チェック

Check !



難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語習得やコミュニケーション能力向上のため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。

【対象】 ①～③の要件をすべて満たす満18歳未満の児童の保護者（所得制限などの他条件あり）

- ① 伊達市に住所を有している児童
- ② 両耳の聴力レベルが原則 30 デシベル以上 70 デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない児童。（30 デシベル未満でも医師が装用の必要を認めた場合は対象）
- ③ 補聴器の装用により、言語習得など一定の効果が期待できると医師が判断する児童



【助成額】 市で定める基準額の範囲内で購入や修理費用の3分の2

【その他】 購入前の申請が必要です。すでに購入・修理された補聴器は、助成の対象になりません。詳細は担当課にお問い合わせください。

【問い合わせ】 ネウボラ推進課 障がい児支援係
☎ 573-5652

子育て世帯を支援

児童手当などのご案内

チェック

Check !

各給付、助成制度のご案内

☎ ネウボラ推進課 ☎ 573-5652



児童手当

【対象】 伊達市に住所を有し、0歳から15歳到達後、最初の3月31日までにある児童を養育する人（父母などのうち、所得が多い人）

◇支給時期

支給日	支給対象月
6月5日	2月～5月
10月5日	6月～9月
2月5日	10月～1月

◇支給額

区分	支給月額
3歳未満	1万5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1、2子 1万円 第3子以降 1万5,000円
中学生	1万円
特例給付（所得制限限度額*以上）	5,000円

※児童手当に該当しない人に、所得制限内で支給します。

児童扶養手当

【対象】

ひとり親家庭で、18歳到達後最初の3月31日になるまで（心身に一定の障がいがある場合は20歳未満）の児童を養育している人

- ▼次の場合も対象になります
- ・父または母が心身に重度の障がいがある
 - ・配偶者から暴力を受けている

※年金受給者で、年金月額が手当額を下回る場合その差額を支給

◇支給時期

支給日	支給対象月
5月11日	3月～4月
7月11日	5月～6月
9月11日	7月～8月
11月10日	9月～10月
1月11日	11月～12月
3月11日	1月～2月

◇支給額 4月から手当額が変更になります。

区分（子どもの数）	支給月額（4月以降）	これまでの支給額
1人	全部支給 4万4,140円 一部支給 月額1万4,100円～4万4,130円まで	4万3,070円 月額1万1,600円～4万3,060円まで
2人	1人の場合の金額に5,210円～1万4,200円加算	1人の場合の金額に5,090円～1万1,700円加算
3人以上	3人目から1人増えるごと3,130円～6,250円加算	3人目から1人増えるごと3,050円～6,100円加算

※支給額は所得に応じて決定します。

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。

※所得制限限度額

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族が6人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

※所得には控除があります。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる人の限度額は、上の表の額に1人につき6万円を加算した額となります。

特別児童扶養手当

【対象】

身体または精神に、中度または重度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

◇支給時期

支給日	支給対象月
4月11日	12月～3月
8月10日	4月～7月
11月10日	8月～11月

◇支給額 4月から手当額が変更になります。

区分	支給月額（4月以降）	これまでの支給額
1級該当児童	1人につき5万3,700円	1人につき5万2,400円
2級該当児童	1人につき3万5,760円	1人につき3万4,900円

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。